

5 農薬の適正な保管管理について

- (1) 農薬の保管は子供の手の届かない冷暗所で常に施錠する。
- (2) 農薬を他の容器へ移し替えない。
- (3) 必要な時に必要な量だけを購入し、買い置きしない。
- (4) 農薬の保管状況を帳簿等で常時チェックし、盗難、紛失があった場合は、速やかに警察に届け出る。

6 農薬使用に係る帳簿の記載について

農薬を使用した年月日、場所及び対象作物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍率について記帳し、一定期間保管する。

7 農薬の目的外使用の禁止について

農薬の目的外使用による事件や事故を防ぐため、目的外の使用は絶対に行わない。

8 販売・使用禁止農薬および使用自粛農薬について

販売・使用禁止農薬については、販売も使用もしてはならない。手持ちに在庫がある場合は、使用せずに直ちにメーカーや買い求めの販売店等に相談する。

特定毒物農薬のりん化アルミニウムくん蒸剤(商品名:ホストキシン等)、水質汚濁性農薬のCAT除草剤(商品名:シマジン等)は使用を自粛する。

[参考] 1 販売・使用禁止農薬について

販売禁止農薬には、安全性の問題から農薬取締法第18条第2項の「農薬の販売の禁止を定める省令」(平成十五年農林水産省令第十一号)によって販売が禁止された農薬のほか、容器や包装に登録番号などの決められた表示の無い無登録農薬が該当する。これらの農薬は、農薬取締法第24条により使用することも禁止されている。ただし、特定農薬については登録番号などを表示する必要はない。

「農薬の販売の禁止を定める省令」によって販売が禁止された農薬

(農水省ホームページより抜粋)

農 薬	用 途	登 録 年	失 効 年	備 考
リンデン	殺虫剤・忌避剤	昭和24年	昭和46年	POPs物質(注1) 第1種特定化学物質(注2)
DDT	殺虫剤	昭和23年	昭和46年	POPs物質 第1種特定化学物質
エンドリン	殺虫剤・殺そ剤	昭和29年	昭和50年	POPs物質 第1種特定化学物質
ディルドリン	殺虫剤・忌避剤	昭和29年	昭和50年	POPs物質 第1種特定化学物質
アルドリノ	殺虫剤	昭和29年	昭和50年	POPs物質 第1種特定化学物質
クロルデン	殺虫剤	昭和25年	昭和46年	POPs物質 第1種特定化学物質
ヘプタクロル	殺虫剤	昭和32年	昭和47年	POPs物質 第1種特定化学物質
ヘキサクロロベンゼン	殺菌剤	登録実績無し	－	POPs物質 第1種特定化学物質
マイレックス	殺虫剤	登録実績無し	－	POPs物質 第1種特定化学物質
トキサフェン	殺虫剤	登録実績無し	－	POPs物質 第1種特定化学物質
TEPP	殺虫剤	昭和25年	昭和44年	急性毒性が強く使用者の事故多発
メチルパラチオン	殺虫剤	昭和27年	昭和44年	急性毒性が強く使用者の事故多発
パラチオン	殺虫剤	昭和27年	昭和44年	急性毒性が強く使用者の事故多発
水銀剤	殺菌剤	昭和23年	昭和48年	人体への毒性
2, 4, 5-T	除草剤	昭和39年	昭和50年	催奇形性等の疑い
砒酸鉛	殺虫剤	昭和23年	昭和53年	作物残留性
水酸化トリシクロヘキシルスズ(ブリクトラン)	殺虫剤	昭和47年	昭和62年	ADI設定不可 (催奇形性の疑い)
ダイホルタン	殺菌剤	昭和39年	平成元年	ADI(注3)設定不可 (発ガン性の疑い)
PCP	除草剤・殺菌剤 ・忌避剤	昭和29年	平成2年	ダイオキシン含有 POPs物質 第1種特定化学物質
CNP	除草剤	昭和40年	平成8年	ダイオキシン含有
PCNB	殺菌剤	昭和31年	平成12年	ダイオキシン含有
ケルセン	殺虫剤	昭和31年	平成16年	POPs物質 第1種特定化学物質
ペンタクロロベンゼン	農薬、農薬製造 時の副生成物	登録実績無し	－	POPs物質 第1種特定化学物質
アルファヘキサクロロ シクロヘキサン	リンデンの副生 成物	登録実績無し	－	POPs物質 第1種特定化学物質
ベータヘキサクロロシ クロヘキサン	リンデンの副生 成物	登録実績無し	－	POPs物質 第1種特定化学物質
クロルデコン	殺虫剤	登録実績無し	－	POPs物質 第1種特定化学物質
ベンゾエピン(エンドス ルファン)	殺虫剤	昭和35年	平成22年	POPs物質 第1種特定化学物質

(注1) POPs 物質とは、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(通称 POPs 条約、2001 年 5 月採択)で製造・使用が原則禁止された化学物質で、人や環境への毒性、難分解性、生物濃縮性、長距離移動性の性質を有している。

(注2) 第1種特定化学物質とは、難分解性、高蓄積性及び人等への長期毒性を有する化学物質であり、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和 48 年法律第 117 号)(化審法)において製造、使用、輸入等が規制されている。

(注3) ADI とは acceptable daily intake (1 日摂取許容量) の略で、健康を害することなく、一生にわたり毎日摂取可能な化学物質の量をいう。